

# ○警察庁審議室の設置に関する訓令

(昭33.4.10)  
警庁訓10)

施行 昭33.4.10

改正 昭35.12.1警庁訓18、昭37.3.30警庁訓7、昭40.4.1警庁訓5、昭43.4.17警庁訓5、6.15警庁訓8、昭49.4.11警庁訓2、昭51.5.10警庁訓7、昭55.4.5警庁訓8、昭56.4.3警庁訓7、昭59.4.11警庁訓5、6.21警庁訓8、昭61.4.5警庁訓9、平2.7.4警庁訓5、平3.4.12警庁訓5、平4.4.1警庁訓4  
平6.6.29 警庁訓8

## (設置)

第1条 警察庁に、審議室を置く。

## (任務)

第2条 審議室においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 長官官房および各局にわたる重要事項で総合企画または総合調整を相当とするもの。
- (2) 警察庁で立案する法令案、規則案、規程案、告示案または訓令案のうち重要なもの。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、警察運営に関する重要事項で警察庁長官が特に命ずるもの。

[本条改正・昭43警庁訓5]

## (組織)

第3条 審議室は、審議室長、審議室長代理及び委員若干人をもつて組織する。

[本条改正・昭43警庁訓5・平3警庁訓5]

## (審議室長等)

第4条 審議室長は、長官官房長をもつて充てる。

- 2 審議室長は、審議室の事務を総理する。
- 3 審議室長代理は、長官官房総務審議官をもつて充てる。
- 4 審議室長代理は、審議室長を補佐し、審議室長の命を受けて、審議室の議事を整理する。
- 5 審議室長に事故がある場合には、審議室長代理又はあらかじめ審議室長の指名する委員がその事務を行う。

[見出し改正・2—5項追加・平3警庁訓5]

## (委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 長官官房審議官
- (2) 長官官房技術審議官
- (3) 長官官房首席監察官
- (4) 長官官房総務課長
- (5) 長官官房人事課長
- (6) 長官官房会計課長
- (7) 長官官房国際部国際第一課長
- (8) 生活安全局生活安全企画課長
- (9) 刑事局刑事企画課長
- (10) 刑事局暴力団対策部暴力団対策第一課長
- (11) 交通局交通企画課長
- (12) 警備局警備企画課長
- (13) 情報通信局情報通信企画課長
- (14) 前各号に掲げる者のほか、警察庁長官が指名する者

[本条改正・昭35警庁訓18・昭37警庁訓7・昭40警庁訓5、見出し・本条改正・昭43警庁訓5、本条改正・昭43警庁訓8・昭49警庁訓2、昭51警庁訓7・昭55警庁訓8・昭56警庁訓7・昭59警庁訓5・警庁訓8・昭61警庁訓9・平3警庁訓5・平4警庁訓4・平6警庁訓8]

## (会議)

第6条 長官官房長及び各局長は、第2条各号に掲げる事項については、審議室の審議を求めものとする。

- 2 審議の行われる事項に関係のある職員は、当該審議に際し、これに加わることができる。
- 3 審議室長は、必要があると認めるときは、審議室長代理並びに前条第1号から第6号ま

で及び第14号に掲げる委員をもって構成する審議室の会議を招集することができる。

〔2項追加・旧2—4項を3—5項に繰下・昭35警庁訓18、2項改正・昭37警庁訓7、2—4項改正・昭43警庁訓5、4項改正・昭43警庁訓8、2項改正・昭55警庁訓8、3項改正・昭61警庁訓9、1—3項削除・旧4項を改正し1項に繰上・旧5項を2項に繰上・3項追加・平3警庁訓5、1・3項改正・平6警庁訓8〕

(法令審議委員)

第7条 審議室に、第2条各号に掲げる事項に関し長期的な又は専門的な検討を行わせるため、法令審議委員を置く。

〔本条追加・平2警庁訓5〕

(幹事及び庶務)

第8条 審議室に、幹事1人を置き、長官官房総務課長をもつて充てる。

2 審議室に関する庶務は、長官官房総務課において処理する。

〔見出し改正・昭43警庁訓5、見出し・1・2項改正・昭56警庁訓7、旧7条を繰下・平2警庁訓5、1・2項改正・平6警庁訓8〕

(運営)

第9条 この訓令に定めるもののほか、審議室の運営に関し必要な事項は、審議室長が定める。

〔旧8条を繰下・平2警庁訓5〕

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和33年4月10日から施行する。

(訓令の廃止)

2 警察庁法令審査委員の設置に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第9号)は、廃止する。

附 則 〔平2.7.4警庁訓5〕

この訓令は、平成2年7月4日から施行する。

附 則 〔平3.4.12警庁訓5〕

この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則 〔平4.4.1警庁訓4〕

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 〔平6.6.29警庁訓8〕

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。